

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 2020年度厚生労働省税制改正要望について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2019年8月30日、2020年度厚生労働省税制改正要望の内容を発表しましたので、ご案内いたします。

※厚生労働省HP「令和2年度厚生労働省税制改正要望について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000175981_00005.html>

【2020年度厚生労働省の主な税制改正要望】

[健康・医療]

- 医師少数区域等に所在する医療機関への税制上の優遇措置の創設
- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設
- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等
- 医師少数区域等における医療法人の承継税制の創設
- 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設
- 健康サポート薬局に係る税制措置の延長等

[子ども・子育て]

- 認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の拡充

[雇用]

- 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

[年金]

○企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

■現状

- ・多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、企業年金・個人年金の充実が重要である。
- ・現役世代の働き方・ライフコースが多様化しており、企業年金・個人年金を取り巻く環境は変化している。また、人生100年時代の到来を迎え、高齢期の長期化と就労の拡大・多様化を受けた対応が公的年金のみならず企業年金・個人年金でも必要である。
- ・こうした状況に対応するため、企業年金・個人年金の在り方について、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

■要望内容

- ・企業年金・個人年金制度等については、現在、社会保障審議会において議論を行っており、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

○企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

■要望の背景

- ・企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（令和元年度末が凍結期限）
- ・仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、制度の持続性・健全性が著しく損なわれる。
- ・また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。

■要望内容

- ・企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）

[生活衛生]

○交際費課税の特例措置の延長

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等
(D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1 特約運用状況) をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp